

下水汚泥資源の肥料利用に向けた動きについて

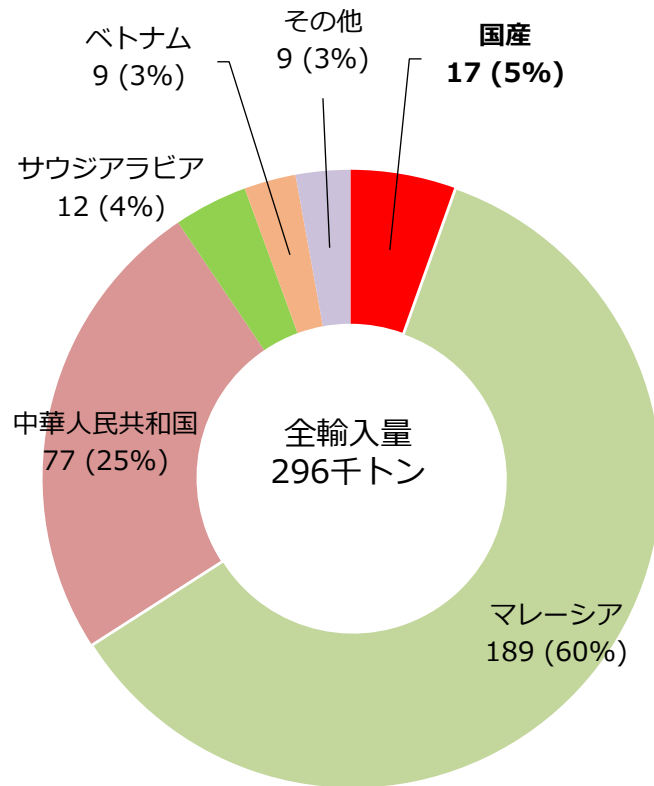
令和5年8月
農林水産省

食料生産を支える肥料原料の状況

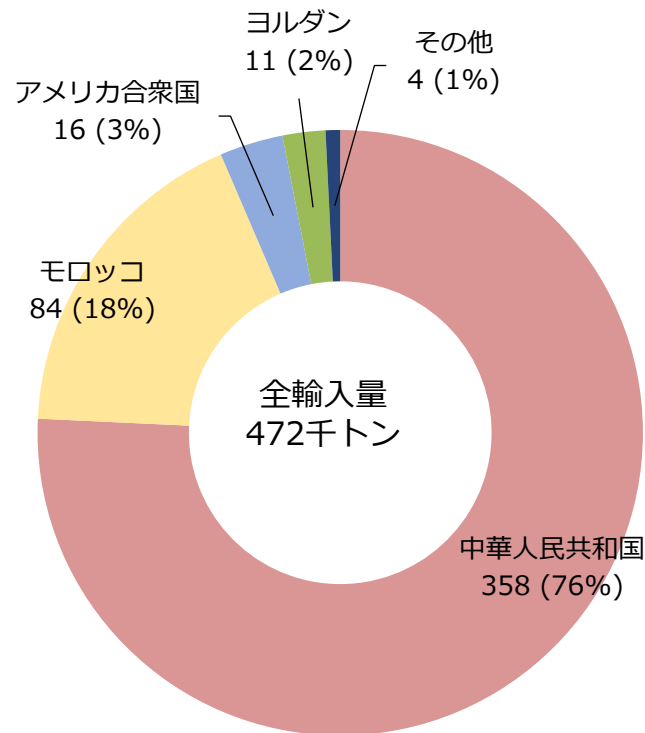
○ 食料生産を支える肥料原料を我が国は定常的に輸入に依存。

■ 食料生産を支える肥料原料の自給率
化学肥料の原料の大半は輸入に依存

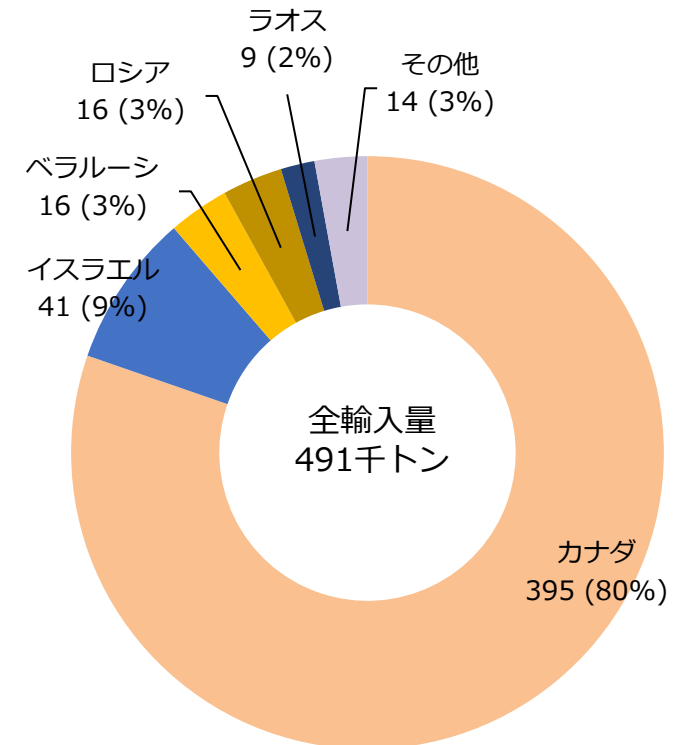
尿 素



りん酸アンモニウム



塩化カリウム



みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

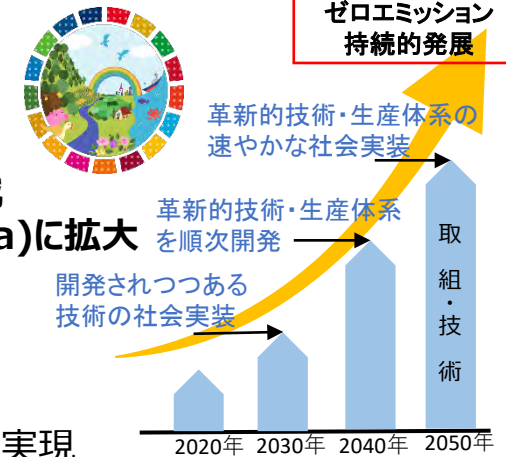
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
 - (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
 - (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発
- ～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

- ～期待される取組・技術～
- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
 - 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
 - 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進
- 等

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

・持続可能な農山漁村の創造
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）
・森林・木材のフル活用によるCO₂吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
 - 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
 - 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列
- 等

生産

加工・流通

新たなバイオマス活用推進基本計画（令和4年9月6日閣議決定）（下水汚泥関連箇所抜粋）

第2 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標

3. 2030年（令和12年）における目標

（1）バイオマスの利用拡大

② 下水汚泥

「下水道法」（昭和33年法律第79号）における発生汚泥の燃料・肥料としての再生利用に係る努力義務を踏まえ、引き続き、2030年（令和12年）に発生汚泥の約85%が利用されることを目指す。

また、下水汚泥のバイオマス有効利用としてエネルギー利用及び緑農地利用への期待が高まっていることも踏まえ、汚泥中の有機物をエネルギー・緑農地利用した割合を示す「下水道バイオマスリサイクル率」を新規指標として追加し、従来からの建設資材利用等の地域における既存の資源循環システムに配慮しつつ、需要の見込み、事業運営の効率性、経済性、また、地域の実情に応じたバイオガス等の高度エネルギー利用等を促進していくことで、2030年（令和12年）に有機物の約50%が利用されることを目指す。

バイオマスの種類	現在の年間発生量	現在の利用率	2030年の目標
下水汚泥	約 7,900 万トン	約 75%	約 85%
下水道バイオマスリサイクル※	—	約 35%	約 50%

※ 下水汚泥中の有機物をエネルギー・緑農地利用した割合を示したリサイクル率。

第3 バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等

（2）バイオマスの特性に応じた高度利用の推進

② 下水汚泥の活用

下水汚泥のバイオマス有効利用としてエネルギー利用及び緑農地利用への期待が高まっていることも踏まえ、地域の実情に応じてバイオガス・下水汚泥固形燃料等によるエネルギー利用の推進や、関係府省が連携した利用者の理解の醸成や需給マッチング支援等の取組を通じた肥料化・リン回収等の緑農地利用の促進を図る。

また、地域における資源循環及び地方創生の観点から、下水処理場や廃棄物処理施設において、下水汚泥に加えて生ごみ等の食品廃棄物やし尿・浄化槽汚泥等の地域で発生するバイオマスを受け入れ、有効活用を推進していく。

第1回 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（令和4年9月9日）

岸田総理の御発言

<中略>

また、喫緊の課題である食料品の物価高騰に緊急に対応していくため、本日で示された今後の検討課題のうち、次の課題について、農林水産大臣を中心に、来年に結果を出せるよう、緊急パッケージを策定してください。

一つ目が、下水道事業を所管する国土交通省等と連携して、下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大により、グリーン化を推進しつつ、肥料の国産化・安定供給を図ること。

二つ目として、小麦・大豆・飼料作物について、作付け転換支援により、国産化を強力に推進すること。

三つ目として、食品ロス削減対策を強化し、食品へのアクセスが困難な社会的弱者への対応の充実・強化を図ること。

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会

- 第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部における総理発言等を踏まえ、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けて、農林水産省、国土交通省の他、関係機関が連携して推進策を検討するため、「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」を設立
- 月1回程度開催し、論点整理。

スケジュール

令和4年10月17日 第1回検討会	・下水汚泥資源の肥料利用の現状 ・下水汚泥資源の肥料利用の事例紹介
令和4年11月28日 第2回検討会	・両省の経済対策における取組等 ・肥料利用の拡大に向けて必要な取組
令和4年12月23日 第3回検討会	・下水汚泥資源の肥料利用拡大に向けた関係者の役割と具体的な取組



第2回検討会（11月28日）

構成員

【学識経験者】

芋生 憲司 東京大学大学院農学生命科学研究科教授(座長)
加藤 裕之 東京大学大学院工学系研究科特任准教授(副座長)

【自治体】

斎藤 貴視 北海道 岩見沢市 農政部農業基盤整備課 課長
山口 幸久 山形県 鶴岡市 上下水道部下水道課 課長
寺岡 宏 兵庫県 神戸市 建設局 下水道部計画課 課長
江口 和宏 佐賀県 佐賀市 上下水道局 下水道施設課 課長

【関係団体】

生部 誠治 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部 部長
日比 健 全国農業協同組合連合会 耕種資材部 部長
成田 義貞 日本肥料アンモニア協会 理事事務局長
小林 新 朝日アグリア株式会社 開発部 部長
波川 鎮男 全国複合肥料工業会 理事事務局長
今野 康治 日東エフシー株式会社 研究開発部 部長
江原 佳男 公益社団法人 日本下水道協会 技術部 部長
藤本 裕之 公益財団法人 日本下水道新技術機構 資源循環研究部 部長
白崎 亮 地方共同法人 日本下水道事業団 事業統括部 部長

【農林水産省】

岩間 浩 大臣官房審議官(技術・環境) 他

【国土交通省】

松原 誠 水管理・国土保全局下水道部 部長 他

○ ロシアのウクライナ侵略などにより食料安全保障上のリスクが高まる中、喫緊の課題である生産資材や食品原材料等の物価高騰に対応するため、先々を見据えた力強い対策を講じ、食料品等の危機に強い経済構造に転換していく。

1. 下水汚泥資源・堆肥等の利用拡大によるグリーン化の推進と肥料の国産化・安定供給

- 堆肥や下水汚泥資源等の肥料利用拡大を図るため、畜産農家、肥料メーカー、耕種農家等の連携や施設整備等への新たな支援策の創設。
- 土壌診断・堆肥の活用等による化学肥料の使用量低減や有機農業の拡大など地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓等を支援。

- **下水汚泥資源の肥料利用の推進**【国土交通省】30億円
(下水汚泥資源の流通経路の確保等に向けたマッチングや施設整備、PR等を支援)

- **ペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証**【農林水産省】10億円※
(ペレット化した堆肥の広域流通や下水汚泥資源を原料とする肥料の製造効率化の実証等を支援) ※国土交通省と連携して対応

- **国内肥料資源利用拡大対策**【農林水産省】100億円
(畜産農家、肥料メーカー、耕種農家等の連携による国内資源の利用拡大に向けた取組を支援)



家畜ふん堆肥



下水汚泥



ペレット堆肥



化学肥料との混合肥料

- **みどりの食料システム戦略緊急対策**【農林水産省】30億円
(土壌診断による化学肥料の低減やスマート農業技術の活用などのグリーンな栽培体系への転換等の取組を支援)

等

2. 小麦・大豆・飼料作物の国産化の推進

- 小麦・大豆等の国内生産の拡大や安定供給のための施設整備支援、畑地化を強力に推進するとともに、耕畜連携による国産飼料生産への新たな支援策を創設。

- **国産小麦・大豆供給力強化総合対策**【農林水産省】64億円
(産地と実需が連携した麦・大豆の安定供給に向けた生産性向上等を支援)

- **畑地化促進事業**【農林水産省】250億円
(水田を畑地化した麦・大豆等の定着の支援等)

- **産地生産基盤パワーアップ事業**【農林水産省】306億円の内数
(麦・大豆の増産に必要な施設整備の支援等)

- **飼料自給率向上総合緊急対策**【農林水産省】120億円(所要額)
(耕畜連携の取組等による国産飼料の生産・利用拡大等を支援)

- **米粉の利用拡大支援対策**【農林水産省】140億円
(米粉の商品開発、米粉製粉・製品製造能力強化等を支援)

等



作付けの団地化推進



ラップサイレージ



施設整備・機械導入



青刈りとうもろこし

3. 食品ロス削減対策の強化と食品アクセスが困難な社会的弱者への対応の充実・強化

- 厳しい納品期限等の商慣習の見直しを要請し、食品ロス削減を強化。

- こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクや、こども宅食に対する支援や共食の場の提供支援等を実施し、関係省庁と連携して生活困窮者への食品支援を行うとともに、フードバンクを通じてこども食堂等に政府備蓄米を無償交付し、支援を強化。

- **食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策**【農林水産省】3億円

(厳しい納品期限の商慣習の見直し等を促進した上で、フードバンク等への寄付が進むよう、輸送費等を支援)

- **食育の推進**【農林水産省】5億円
(こども食堂、こども宅食等の食育の取組を支援)

- **子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業(地域子供の未来応援交付金)**【内閣府】20億円
(食事等の提供を行うNPO等に対する支援)

等



農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた関係者の役割と取組の方向性

取組の方向性

肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。

目標

2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%へ（令和4年12月27日 食料安全保障強化政策大綱決定）

自治体（下水道事業者（下水道部局））

○安全安心かつ肥料製造業者や農業者のニーズに応じた品質の肥料原料の供給に取り組む。

- ◆ 下水汚泥資源を活用した肥料利用の検討・生産体制の確保
- ◆ 適切な重金属モニタリング、成分分析による安全・安心な汚泥資源の供給
- ◆ 定期的な検査状況等の情報公開など下水汚泥資源の透明性の向上
- ◆ 自治体の農政部局との連携

自治体（農政部局）

○地域特性に応じて、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に取り組む。

- ◆ 農業者・JA等との連携による、地域や下水道の特性、肥料需要に応じた取組の推進
- ◆ 自治体の下水道部局との連携

消費者の理解促進

国

○関係者の取組支援、ネットワーク化等により下水汚泥資源を活用した肥料の需要・供給拡大に取り組む。

- ◆ 農業者や肥料製造業者が安心して活用できる下水汚泥資源の供給の促進
- ◆ 下水汚泥資源を活用した肥料に対する農業者・消費者への理解促進・PR手法の工夫
- ◆ 下水道事業者、肥料製造業者、農業者のマッチングによる流通経路の確保
- ◆ 試験栽培、栽培指導等による営農技術の確立と普及促進
- ◆ 肥料成分を保証可能な新たな公定規格の設定
- ◆ リン回収の採算性向上や生産量の確保に向けた技術開発

農業者・JA等

○地域特性に応じて、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に取り組む。

- ◆ 自治体等との連携による、地域や下水道の特性、肥料需要に応じた取組の推進

肥料製造業者（メーカー）

○安全性・品質が確保された下水汚泥資源を原料として、農業者のニーズに応じた肥料の製造に取り組む。

- ◆ 農業者が使いやすい肥料の実用化
- ◆ 肥料製造設備の整備

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会 論点整理

分野	検討会において出された課題	課題の解決に向けた取組の方向性	
		速やかに実行する必要がある取組	今後検討する必要がある取組
総論	・政府の政策として下水汚泥資源の農業利用単独の具体的な数値目標の明確化、スケジュールと役割分担を決めて取り組むこと	・下水道事業における汚泥利用方針の明確化 ・「食料安全保障強化政策大綱」（令和4年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、「2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大」する目標を設定。	・下水汚泥資源に豊富に含まれるリンを対象に技術開発の動向も踏まえつつ、施用形態、利用可能ポテンシャル等について農林水産省・国土交通省両省間で検討を進める
	・重金属の基準をクリアして、さらに成分保証可能な肥料について、名称も含めた公定規格の検討		・肥料成分を保証可能な新たな公定規格の設定
	・取組の拡大に向けては、財政支援の検討が必要。	・国内肥料資源利用拡大対策等の事業を適正に実施 ・下水汚泥資源の肥料利用に活用可能な両省支援一覧の整理・公表 ・下水汚泥資源の肥料化における調査・検討や、施設整備への重点的かつ集中的な支援	
イメージ改善・理解促進	・「汚泥肥料」に対する農業者や消費者のイメージの改善（ネーミングも含む）、未利用資源の地域循環として意義のPRなど、農業者や地域の理解醸成	・国内肥料資源利用拡大対策等の事業において、下水汚泥資源由来肥料を利用したほ場での効果検証の取組を支援 ・関係者の理解促進に向け、現場の取組事例発表や意見交換等により、下水汚泥資源を活用した肥料の意義等について生産者、食品事業者、消費者を含めた関係者に広く情報発信を行う広報活動（PR手法の工夫を含む）や、シンポジウム等の開催	
	・下水汚泥を安定的に処理するための引取体制の確保に向けた農業者の理解促進	・国内肥料資源利用拡大対策等の事業において、下水汚泥資源由来肥料を利用したほ場での効果検証の取組を支援	・農林水産省・国土交通省両省の連携により、下水道事業者、肥料製造業者、農業者団体、行政等の関係者からなる推進体制を構築し、幅広い関係者の機運を醸成。
	・汚泥の出どころや重金属の定期的な検査状況等の情報公開サイトの設置など、下水汚泥資源の透明性（トレーサビリティ）の向上	・立入検査の結果について、農林水産省のウェブサイトでわかりやすく公表	
		・肥料利用時の重金属モニタリングの徹底 ・重金属モニタリング結果の情報公開 ・肥料利用の可能性調査として全国的な重金属分析の実施支援	・汚泥肥料の製造場所、重金属分析実結果等を格納したデータベースの整備
推進体制の強化	・農林水産省、国土交通省、関係団体が丸となった安全性の共有、利活用方法の工夫	・国内肥料資源利用拡大対策等の事業において、下水汚泥資源由来肥料を利用したほ場での効果検証の取組を支援 ・国レベル（農林水産省、国土交通省、関係機関等）での情報共有等、連携体制の構築	・農林水産省・国土交通省両省の連携により、下水道事業者、肥料製造業者、農業者団体、行政等の関係者からなる推進体制を構築し、原料供給、肥料製造、肥料利用まで関係者が一体となった取組を推進
	・地方自治体における下水道部局と農政部局の連携、地方行政とJAの連携、国と地方行政の連携の強化	・地方農政局等と地方整備局等、自治体の下水道部局と農政部局、JA等地方レベルでの連携体制の構築	

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会 論点整理

分野	検討会において出された課題	課題の解決に向けた取組の方向性	
		速やかに実行する必要がある取組	今後検討する必要がある取組
利用促進	・汚泥肥料の利用を推進する農林水産省通知の発出などによる利用促進	・国内肥料資源利用拡大対策等の事業において、下水汚泥資源等の肥料利用を推進するため、事業関係HPの作成や事業パンフレットを作成	
	・下水道施設の改築時等における考え方や下水道事業者に農業利用を促すための手法の検討	・下水道事業における汚泥利用の進捗管理 ・下水道事業者における肥料利用に係る検討状況と課題についての調査の実施 ・コンポスト化試験装置を用いた、導入可能調査から施設整備、事業実施までの一連の実施支援	・下水道事業における肥料利用の検討ガイドライン策定 ・下水汚泥資源の肥料化に関する事例や技術を整理した詳細マニュアルの公表
	・畜産が盛んな地域では堆肥が使われるなど、地域特性を踏まえた下水汚泥資源の展開	・国内肥料資源利用拡大対策等の事業において、原料供給事業者等関係者の連携体制を構築し、下水汚泥資源由来肥料の利用を支援 ・地域特性に応じた肥料利用事例の収集・公表 ・下水汚泥資源由来肥料の施肥効果の調査・検証	
	・下水道事業者、肥料製造事業者、耕種農家等、関係者のマッチング支援	・地域肥料需要の調査等、肥料化に向けた案件形成支援	
コスト・品質	・コンポスト化に係るコストの低減、品質の安定化	・肥料利用検討時の肥料成分分析支援 ・下水汚泥資源の肥料化における、品質管理に関する知見の収集・整理	
	・回収リンの安定的な量の供給や成分の安定化	・回収リンの成分、性状に関する知見の整理	・回収リンの製造場所、生産量等を格納したデータベースの整備
	・汚泥コンポストについてハンドリングの改善、製造工場における臭気対策が必要な場合への対応	・国内肥料資源利用拡大対策等の事業において、脱臭装置等の整備を支援	・汚泥コンポストについてのハンドリング技術等を整理した詳細マニュアルの公表
技術開発	・気候条件や作物に応じた施肥の方法や量など汚泥肥料の適切な活用に関する技術の確立・普及、下水汚泥の焼却灰の農業利用の技術開発	・国内肥料資源利用拡大対策等の事業において、下水汚泥資源由来肥料を利用したほ場での効果検証の取組を支援	・研究成果を取りまとめ、全国展開を図る
	・安く高品質なリンを回収するための技術開発、焼却灰の活用方法の検討やリン活用の技術開発	・リン回収のコスト縮減のための技術開発実証の実施 ・焼却灰の重金属低減技術の開発	
規格等	・汚泥肥料が安全で地域循環に貢献する有機資源であることを示すための有機JASに準じた規格やブランドの検討		・施設整備や現地実証の支援により取組を拡大していく中で地域の資源循環の観点からのブランド化等について検討
	・汚泥コンポストは化成肥料等の原料として混合できないことへの対応		・肥料成分を保証可能な新たな公定規格の設定
その他	・地域によって、特別栽培米では汚泥肥料は使えないケースもあることへの対応	・農林水産省のWEBサイトに掲載しているQ&Aに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」では汚泥肥料の使用を禁止していないことを追記するとともに、その旨の地方自治体への通知	
	・グローバルGAPの審査基準に「人糞尿を含む下水汚泥を使用しないようにしているか」という項目への対応	・安全性の確保された下水汚泥資源の肥料利用が認められるよう、グローバルGAP国内関係者に働きかけ ・世界食品安全イニシアチブ（GFSI）の承認を得た日本発のGAP認証であるASIAGAPの普及を推進	
	・汚泥肥料を生産する産業廃棄物業者に対する活動支援	・補助金情報等の周知と併せた、地域内で肥料化を行う業者との連携の強化	

（令和 5.3.24 農林水産省環境バイオマス政策課長、農産安全管理課長、技術普及課長、地域整備課長、研究調整課長、国土交通省下水道企画課長通知）

○化学肥料原料の多くについては、海外に依存していることから国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受け易い状況となっています。このため、下水汚泥資源の肥料利用に向け、肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組むこととしています。

○また、具体的な目標として、「食料安全保障強化政策大綱」（令和4年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、2030年までに、下水汚泥資源・堆肥の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大する旨が示されたところです。

○これらを踏まえ、各地方公共団体におかれても、地域特性に応じてコンポスト化、リン回収等、下水汚泥資源を肥料として最大限に利用するよう、農政部局、下水道部局の緊密な連携体制を確保するとともに、安全性・品質の確保、農業者・消費者の理解促進等の取組を実施していただきますようお願いいたします。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向（抄） （令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）

国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し。
この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ。

Ⅱ 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

（2）生産資材の確保・安定供給

食料や生産資材について過度な輸入依存を低減していくため、農業生産に不可欠な資材である肥料について、堆肥・下水汚泥資源、稲わら等の国内資源の利用拡大や、肥料の使用の低減に資する環境負荷低減の取組を推進するなどの構造転換を進めていく。

現行の基本法では、生産資材については、生産・流通の合理化を促進する旨が規定されるにとどまるが、生産性・品質・環境等も考慮して安定的な確保・供給も促進することとし、輸入への依存度が高い生産資材について、未利用資源の活用等、国内で生産できる代替物へ転換することを位置付ける。

その際、**肥料**については、価格・供給の安定を図るため、

- ① **平時**においては、**化学肥料から堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換、堆肥の広域流通を促進**するとともに、**調達先国との資源外交の展開、肥料原料の備蓄体制の強化**を進める。
 - ② **価格急騰時**においては、**価格転嫁が間に合わない高騰分の補填対策を明確化して対応**していく。
- （略）